

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年1月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500352号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500108号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、平成15年にA社から17万円の賞与を支給され、17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、元同僚が所持する賞与明細書及び給与振込口座の預金通帳により、平成15年12月25日に賞与を支給されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の支給日については同日であると認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500297号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月1日から昭和36年3月30日まで

私は、請求期間において、B市内にあったA事業所に勤務した。厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述内容及び請求者から提出された同僚との写真などから判断すると、請求者は、勤務期間は特定できないものの、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者から提出された請求期間当時のものと推認できる電話帳の写しにより、A事業所がB市内に存在していたことは認められるが、管轄する法務局は、当該事業所の商業・法人登記簿は見当たらない旨回答している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者が記憶している事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当該事業主のオンライン記録において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、請求者がA事業所における元同僚として複数の名前（一部は姓のみ）を挙げているが、これらの元同僚については、オンライン記録において特定できず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間における勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、当該事業主は、C社（昭和38年4月4日設立）において、昭和39年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、昭和38年9月5日に取締役に就任していることが商業・法人登記簿謄本により確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を

取得している者のうち、聴取できた二人は、いずれもA事業所当時から勤務していた旨陳述しているが、当該二人のオンライン記録においてA事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い上、そのうちの一人は、A事業所はC社に吸収されたと思うとし、A事業所に勤務していた当時は、国民年金保険料を納付していたので、厚生年金保険は無かったと思う旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても、保険料控除をうかがわせる事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。